

第57回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年5月10日)

開催日及び場所		平成22年3月1日(月曜日) 農林水産省共用第16会議室		
委員		春田 浩司(社団法人役員) 秋山 哲一(大学教授) 南 一誠(大学教授)		
審議対象期間		平成21年10月1日～平成21年12月31日		
審議対象案件		24件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件0件 (抽出率21%) (抽出率-%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			随意契約(不落随意契約)	1件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		変更契約	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	指名競争		公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	随意契約		公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		その他の随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	

(特記事項) 特になし		
	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(宿題1件目)</p> <p>1 エキスパンションを入れていることについてだが、構造的にそれなりの理由があるということか。また、発注年度が3回になったのは、予算要求上の都合ということか。</p> <p>2 エキスパンションを設ける根拠はなにか。</p> <p>3 辺長比によりエキスパンションが必要であったということであれば、工区を分けることで工事費が割高になったということは余りないと思われるが、設計については、一度に発注することで委託費を節約することができたと思われるが、如何か。</p> <p>4 3棟とも似たような設計なのだから、最初の設計をそのまま転用することはできないのか、少なくとも積算は3棟ともほとんど同じ内容と思われるが。</p> <p>5 前回の設計を生かして2回目はそれを資料として使えることから依頼度を下げているということか。</p> <p>6 新しい設計料算定基準では図面1枚毎の依頼度という概念がなくなったと思いますが、今後、どのような対応を考えているのか。</p>	<p>1 そのとおりである。</p> <p>2 建物の辺長比が10倍を超える場合等である。</p> <p>3 設計費についても、単年度の予算である。施設整備費に付随して施工庁費の額が決められており、各年毎に発注することになる。</p> <p>4 設計費の積算については、図面1枚当たりの依頼度を、Ⅱ期、Ⅲ期についてはⅠ期より下げている。資料は平均値で示しておりますがⅠ期が0.6であるのに対し、Ⅱ期目は0.5、Ⅲ期目は0.4として積算している。</p> <p>5 そのとおりである。</p> <p>6 建築物の面積当たりの設計料を決めるという算定方式になった。官庁営繕部で定めた算定方法には、図面による算定方式もあり、対象外業務率の設定で、受注者が行わない業務の割合を1から0の範囲で定められることになっているので、これらにより、検討しなければならないと考えている。</p>
<p>(宿題2件目)</p> <p>1 OAフロアに関連する工事について落札率の調査資料によると、直接工事費は、21年度のは結構直接工事費も低いのですけれども、その他は80%、90%ぐらい。それから共通費関係が随分低いところが出てきている。一番低くなっているのが一般管理費だから、これは会社経費みたいなものだろうか。そういうところは随分低い率になっている。受注会社の理由に「取引のある下請業者の協力による」等があげられているということだが、下請をいじめているという言うようなことは無いのか。</p> <p>2 工事監理という面からの対応としては、監理を厳しくするということか。</p>	<p>1 下請も協力しているということである。</p> <p>2 そのとおりである。今後も低入札価格調査を実施し、工事監理においても施工品質の確保に努めて参りたい。</p>

(宿題3件目)

- 1 総合耐震診断の実施基準について、耐震基準の改正以前のものはすべて実施しているということか。
- 2 宿舎形式が同じ建物は、平面プランが同じであるということか。
- 3 それで耐震性能に差が出るというのは不思議な気がするが。
- 4 構造形式は、壁式か。

(全体質疑)

- 1 山田工業の指名停止についてだが、これは要するに指名停止の理由に該当する項目が2項目あったからということか。
- 2 入札妨害と贈賄が重なった場合は、3カ月が増えたりとかいうことはないのか。
- 3 期間の加算は、入札妨害と贈賄の重複していることも加味して総合的に行っているということか。
- 4 9ページの仕様変更についてだが、事前協議を行った結果0円だったということか。
- 5 変更契約であるので1者随契になり、契約相手から提出された見積書が0円だったということか。

(1件目の抽出工事関係)

- 1 この案件は、全者が低入札だったということか。

(2件目の抽出工事関係)

- 1 口之津の宿舎改修工事では、棟の3分の2だけアスベスト材の撤去をしているが、残り3分の1を除いている理由はなにか。
- 2 合志の宿舎改修工事については防水改修が含まれているが、どのような施工内容か。
- 3 比較表の「全体工事費に占める割合」が足して100%にならないのは、これ以外に工種あ

- 1 建設年次が56年以前の建物について実施している。
- 2 そのとおりである。
- 3 診断業務を実施する設計事務所によっても違う結果が報告されている。
- 4 すべてラーメン構造である。

- 1 そのとおりである。
- 2 実際は、通常、入札妨害の2-8-イと贈賄の2-3-ロは2ヶ月、入札妨害の2-8-ロと贈賄の2-4-ロは1ヶ月だが、複数者加担等の理由によりそれぞれ1ヶ月加算し、2→3ヶ月、1ヶ月→2ヶ月としている。
- 3 そのとおりである。
- 4 設計変更内容を記した図面を提示して見積もりを徴収している。その結果、0円であったということである。
- 5 そのとおりである。発注者側で予定価格を作成して、随意契約で見積合わせをしたら0円であったということである。

- 1 そのとおりである。

- 1 これは増築をした建物で、工事から除いた部分からはアスベスト材が発見されなかったということである。
- 2 この建物はアスベスト材撤去工事に該当しない宿舎で、屋根のアスファルトシート防水を取りかえるという工事を行った。
- 3 仮設工事等がある。

るといふことか。

- 4 競争参加資格で施工実績が延床が430㎡以上とされている根拠は。
- 5 アンケート調査の結果で、「同種工事に関する延床面積が足りなかった」という意見があるがどういふことか。
- 6 延床面積を下げてあったら参加できたかともいふことか。
- 7 アスベスト材の除去工事はかなり難しい工事なので、ある程度の実績がないといけないが、この辺の規制緩和はよく検討した方がよいと思われるが。
- 8 3階建の3階を施工していないのはなぜか。
- 9 最上階だけは天井が張っており、パーミキュライトがないといふことか。
- 10 技術審査報告書について、評価された提案内容と得点について、入札前に、公表しているのか。

#### (3件目の抽出工事関係)

- 1 東京の23区内のD等級は20者しかないのか。また、その20者を選ぶに当たって、何らかの基準があるのか。
- 2 その20者を選ぶに当たって、何らかの基準があるのか。
- 3 仕様書に工事写真の撮影枚数の指定があるが、一部屋の改修工事にこれほどの写真枚数(50枚)を指定する必要があるのか。
- 4 この特別会議室は第3という室名だが第2特別会議室は改修が済んでいるのか。
- 5 OAフロアの施工範囲であるが、3コマある中の1コマだけ既存の状態にしてあるが、追加で発注するのか、また、既存がOAフロアであるのであれば、性能とか仕様で不具合はないのか。
- 6 既存のOAフロアも同じ仕様か。

#### (4件目の抽出工事関係)

- 1 不落随契に移るときは、入札で最低価格であ

- 4 総合評価の同種工事の施工実績については、改修対象面積の概ね8割に設定している。
- 5 アスベスト材の撤去を行った施工実績はあったが、その施工した建物が延床面積が430㎡以上でなかったといふことである。
- 6 そのとおりである。
- 7 地域のよっても差が生じており、A宿舎については5者、B宿舎については2者であった。
- 8 天井に仕上げ材が張っており、1、2階のようなパーミキュライト吹き付け仕上げではないため、除外した。
- 9 そのとおりである。
- 10 提案内容については公表はしていないが、得点については、入札終了後に公表している。

- 1 20者以上あるが、内部規定に基づき、今回はそのうち指名してない業者から20者指名した。
- 2 内部規定があり、完成工事高のウェートの高いものから順を追って選んでいる。今回例えば10月まで同じような工事があった場合、指名した以外の業者から選んでいる。
- 3 完成後、隠ぺいされ見えなくなると部分もあるのである程度の工事写真は撮っておく必要がある。
- 4 そのとおりである。
- 5 本工事で施工しない1コマについては、すでにOAフロア化されており、同様の仕様にしてるので、特に不具合はない。
- 6 そのとおりである。

- 1 電子入札の運営基準では、電子入札の場合

った1者と不落随契を行うと聞いているが、本案件では、2者で見積り合わせを行って、結果的には逆転しているが、2者で見積り合わせを行うということは、一般的な手続きなのか。

- 2 全者から見積書を徴しなさいとなっているということか。
- 3 総合評価だから、金額のみではなく総合的な評価値で判断しているということか。
- 4 第1回随契に移ったときも、同じく総合評価という扱いにするということか。
- 5 技術提案等もそのままいって、それで見積価格が幾らと。
- 6 1回目の入札公告では入札希望者がいなかったのだからランクをAも含めて拡大されて、その結果、問い合わせがあった者が、3者が6者になっているが、実際に応札されたのはやはりBランクの3社だったということか。
- 7 1回目の公告は、Bランクだけを対象にして公告を出したけれども、Aランクの業者から問い合わせがあったということか。
- 8 だから関心があると思って2回目はAランクを加えたということか。
- 9 しかし、Bランクの業者しか来なかった。応札した最終的な2回目の3者、再度公告の3者は1回目のときにも取りに来ていたのか。

(5件目の抽出建設コンサルタント関係)

- 1 この案件の受注者は、先ほどお配りいただいた別添資料の資料-1-1のA設計ですか。
- 2 だから、A設計はI期目の監理も受託している。また、同一価格で落札されているが、I期もIII期も工事内容は同じなのか。
- 3 設計業務の積算基準が改定されて、予定価格が極端に高くなっている。ほぼ同様な業務にもかかわらず不自然である。A設計は同じ仕事だから同じ価格で入札を行っており、当然と言えば当然だが、予定価格について不自然ではないのか。
- 4 この490万という予定価格は少し高過ぎる気がする。
- 5 告示1206号が15号に見直されたことの、一番大きな改正点は、監理がしっかりなされる

は、一番最低価格の入札者のみから見積書を徴するのではなく、辞退者を除外したその他の業者に対しても見積書を徴することとなっている。

- 2 そのとおりである。
- 3 そのとおりである。
- 4 そのとおりである。
- 5 そのとおりである。
- 6 そのとおりである。1回目の入札公告を行ったところ、Aランクの業者が入札説明書を受領したため、ランクを緩和し、再度公告を行ったのだが、そのAランクの会社は申請しなかった。
- 7 そのとおりである。
- 8 そのとおりである。
- 9 (株)A社と(株)B社については取りに来ているが、C社は初めてである。

- 1 そのとおりである。
- 2 III期のほうが面積が若干大きいのだが、I期目は全体の設備である、汚水処理と給水、電気設備の引込み工事があったので、I期の方がボリュームが多かった。
- 3 改正された積算基準により算定したものであり、出来高としては20%上がっているということで削減したものであり、何も工事に着手していない状況であれば、この予定価格は、更に、2割程度上がることになる。
- 4 面積で算出するという基準が変わっており、監理業務の業務細分率も六十数%に設定したものである。
- 5 設計業務も上がっている。

べきであるということであった。

6 傾向としては、大規模な建物は低減し、小規模な建物は上がるという形になっている。このケースは小さい規模であったため、価格差が顕著にあらわれているものと思われる。実際に出づらをチェックすることも必要である。

また、20%も出来高が上がっている状態から途監理を委託しているが、それまではどうやっていたのか。

6 直轄で監理していた。